

2 2 健康福祉に関する基金事業について

(厚生労働省、内閣府)

【内容】

- (1) 子育て支援対策基金（国基金名：安心こども基金）については、待機児童の早期解消を図るため、更なる実施期間の延長を行うとともに、保育所緊急整備事業の市町村及び事業者の費用負担の軽減を図るなど、基金を活用しやすい制度とすること。
- (2) 医療施設耐震化等に関する事業については、必要性・緊急性が高いことから、事業目的を達成するまでの間は、実施期間の延長と基金の積み増しや国庫補助制度により対策の充実を図ること。
また、地域自殺対策に関する事業についても、相談支援事業や普及啓発事業等の継続的な実施や、自殺未遂者など自殺ハイリスク者対策を推進する必要性から、実施期間の延長と基金の積み増しを図ること。
- (3) 緊急雇用創出事業基金で行っている福祉・介護人材の確保については、長期的に実施する必要があること、また、東日本大震災の被災者の生活再建支援については、引き続き実施する必要があることから、実施期間の延長と基金の積み増しを図ること。
- (4) 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度において、平成27年度から実施する予定である介護サービスの充実分については、施設・設備整備の推進や介護従事者の確保等のために必要な事業が実施できるよう十分な財源を確保すること。
- (5) 健康福祉に関する基金事業については、基金の事業目的に応じて必要な期間を設定するとともに、実施期間の延長や対象事業の変更等については、自治体に事前に連絡し、十分に協議の上、決定していくこと。

(背景)

- 新制度における保育所等の施設整備については、保育等に要する費用である公定価格の中に減価償却費加算を組み込む形としている。
その上で、当面、緊急に対応する必要がある、増加する保育需要に対応するための施設の新築や増改築、施設の耐震化、老朽改築等、幼稚園における調理室の新設などについては、別途の支援を行うこととされている。
- 地震発生時の適切な医療提供体制の確保を図るうえでの医療施設の耐震化等については、必要性や緊急性の高い事業であり、事業目的を達成するまでの間は、実施期間の延長と基金の積み増しや国庫補助制度により対策を講じていく必要がある。

また、警察統計による愛知県の自殺者数は、急増した平成10年以降、依然として1,500人前後と高止まりの状況にあり、地域自殺対策を継続的に行っていくうえで、実施期間の延長と基金の積み増しを図る必要がある。

- 緊急雇用創出事業基金で実施している、福祉・介護人材確保対策事業は今後長期に渡る課題であり、事業効果を検証しながら必要な対策を講じていく必要があること、また、東日本大震災の被災者支援について、今後孤立死等の問題が顕在化する可能性があるため、実施期間の延長と基金の積み増しを図る必要がある。
- 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援については、医療を対象として平成26年度から実施することとされ、消費税増収分を主な財源として904億円の措置が予定されているところである。
一方、介護については、これまで介護基盤緊急整備等臨時特例基金や介護職員処遇改善等臨時特例基金で実施してきた介護サービスの施設・設備の整備事業や介護従事者の確保事業などが、新たな財政支援制度においても平成27年度からの実施が予定されており、介護サービスの充実が図られるよう十分な財源を確保していく必要がある。
- 平成21年度から25年度までの国の補正予算、予備費において創設・拡充された交付金による健康福祉に関する基金事業は、そのほとんどが平成26年度まで1年延長とされたが、事業目的を達成するには、長期間で計画的に実施すべき事業も多い。
そのため、基金の事業目的に応じて必要な期間を設定する必要がある。また、実施期間の延長や対象事業の変更等については、自治体に事前に連絡し、十分に協議の上、決定していくことが必要である。

(参 考)

◇ 健康福祉に関する基金事業一覧

国交付金名	事業期限	県基金名	要望事項
子育て支援対策臨時特例交付金	平成26年度 (一部30年度)	子育て支援対策基金	基金制度の見直しと実施期間の延長
医療施設耐震化臨時特例交付金	平成26年度	医療施設耐震化支援事業基金	実施期間の延長と基金の積み増しや国庫補助制度による対策の充実
地域自殺対策緊急強化交付金	平成26年度	地域自殺対策緊急強化基金	実施期間の延長・基金の積み増し
緊急雇用創出事業臨時特例交付金	平成26年度	緊急雇用創出事業基金	実施期間の延長・基金の積み増し
介護基盤緊急整備等臨時特例交付金	平成26年度	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	新たな財政支援制度による現行水準の確保
介護職員処遇改善等臨時特例交付金	平成26年度	介護職員処遇改善等臨時特例基金	新たな財政支援制度による現行水準の確保(※)

(※) 福祉・介護人材の処遇改善に関わる部分については報酬改定により措置済。